

第3次

名古屋市環境基本計画

風土を活かし、ともに創る 環境首都なごや



平成23年12月
名古屋市

～「環境首都なごや」をめざして～

このたび、環境の保全に関する取り組みを総合的・計画的に進めていくために、「名古屋市環境基本条例」に基づく『第3次名古屋市環境基本計画』を策定しました。

名古屋には、東山の森などの緑地、藤前干潟や南西部の水田などの自然が残されています。また、市内には、多くの河川・運河や充実した公共交通機関、広い道路空間などの様々な環境資産があります。そしてなにより、「ごみ非常事態宣言」を乗り越えた市民による協働の文化という強みがあります。

本市では、こうした名古屋の風土、資産や強みを活かしていくことで、未来の名古屋の子どもたちに「土・水・緑・風が復活して、できる限り自然の力を活かしたあらゆる生命が輝くまち」を引き継いでいきたいと考えております。

本計画では、その実現のために、「大気や水環境が良好な状態で、健康で安全、快適な生活環境が保全されたまち」、「ごみ・資源の排出抑制が徹底され、分別・リサイクルが進み、資源が循環するまち」、「自然のネットワークが図られ、生物多様性や生態系の質が向上し、土・水・緑が身近に感じられる自然と共生するまち」、「環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したエネルギーの消費が少ないまち」という4つの環境都市像を目指すこととしておりますが、これは、私たち一人ひとりが、次の世代とのつながりを意識して、今からできる取り組みを一つ一つ積み重ねていくことで、実現できると考えております。

今後は、市民の皆さま、事業者の皆さまとともに、本計画を着実に実行し、持続可能な都市『環境首都なごや』を目指していきたいと考えております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年12月

名古屋市長 河村 たかし

はじめに

環境基本計画は、本市の環境面における総合的な計画です。本市では、1999年に名古屋市環境基本計画を策定し、その後、市民協働による大幅なごみ減量の達成や「愛・地球博」による環境意識の高まりなどを踏まえ、2006年に第2次環境基本計画を策定しました。第2次計画では、ごみの減量で培った市民・事業者・行政の「協働」を共通の基盤として、「健康で安全な都市」「循環する都市」「人と自然が共生する快適な都市」「地球環境保全に貢献する都市」の4つの都市の実現をめざしてきました。

この第2次計画が2010年度に目標年度を迎えたことから、2020年(平成32年)度を目標年度とする第3次環境基本計画を策定します。この第3次計画では、2050年を見据えた「水の環復活」「低炭素都市」「生物多様性」の3つの長期戦略を踏まえて「2050年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後10年間の施策の方向性と主な施策を示しています。

なごやには、植物が育ちやすい温暖な気候や、身近な河川や広い道路、充実した公共交通があります。ものづくりの伝統や大幅なごみ減量を達成した市民協働パワーがあります。一方、現在、緑地の減少、生物多様性の劣化、地球温暖化などの数多くの課題を抱えています。第3次計画では、こうした課題の解決に向けて、気候、地形などの自然環境だけでなく、自然との関わりの中で営まれてきた生活、歴史、文化、産業など、なごやの「風土」の強みを活かした施策を推進します。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、自然の持つ脅威を実感させました。そして、自然エネルギー等の再生可能エネルギーを利用していくことの重要性和、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギーを進めることの大切さを再認識させる出来事でした。この貴重な教訓を活かし、この計画に掲げた施策を着実に進め、「2050年の環境都市ビジョン」の実現に向けた大切な第一歩を踏み出していきたいと思ひます。

目 次

第1部	計画の策定にあたって	1
第1章	計画策定の背景と位置づけ	2
1	計画策定の背景	2
2	計画の期間	4
3	計画の役割と位置づけ	5
4	計画の対象地域	7
第2章	第2次環境基本計画の評価と課題	8
第2部	なごやの風土と2050年に向けた主な課題	13
第1章	なごやの風土	14
1	自然環境	14
2	都市の成り立ちと歴史	17
3	暮らし・産業	21
4	人・コミュニティ	25
5	まとめ	26
第2章	2050年に向けた主な課題	27
1	社会情勢の変化	27
2	人間活動に起因する課題	29
3	主な課題のまとめ	36
第3部	2050年の環境都市ビジョン	39
第4部	2020年に向けた施策の大綱	47
第1章	2020年に向けた目標と6つの視点	48
1	2050年の環境都市ビジョンをめざして	48
2	2020年目標	48
3	2020年に向けた視点	50
第2章	施策の体系	53
第3章	4つの環境都市像の共通基盤	54
第4章	4つの環境都市像を実現するための取組	65
1	健康安全都市	65
2	循環型都市	71
3	自然共生都市	76
4	低炭素都市	85
第5部	計画の推進	93

コラム

名古屋議定書・愛知目標	3
バックカスティング	4
名古屋市環境基本条例	6
生物多様性	16
観光と生物多様性	20
エコライフ	22
市民がのぞむ2050年のなごやの環境像[1000人アンケート]	46
風土	49
市内の先進技術導入事例(ユメリア徳重)	88

第 1 部

計画の策定にあたって

第 1 部では、第 3 次名古屋市環境基本計画を策定するにあたっての背景・社会情勢、本計画の役割や位置づけ、計画の期間、対象地域など、計画の前提や基本的な事項について整理します。

第1章 計画策定の背景と位置づけ

1 計画策定の背景

本市では、1996年3月に「名古屋市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、1999年8月に「名古屋市環境基本計画」を策定しました。

一方、本市は、渡り鳥の重要な飛来地である「藤前干潟」の埋立計画を1999年1月に撤回し、同年2月に「ごみ非常事態宣言」を発表、市民総ぐるみでごみ減量に取り組む、大幅なごみ減量を達成しました。こうした、ごみ減量の取組や「愛・地球博」の開催を通して、環境問題に対する市民意識は高まってきました。

さらに持続可能なまちづくりを進めて、2010年度を目標年度とした「第2次名古屋市環境基本計画」を2006年7月に策定し、様々な施策の展開に努めてきました。

この「第3次名古屋市環境基本計画」は、「第2次名古屋市環境基本計画」が目標年次を迎えたことから、以下に示す本市の環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、策定するものです。

○新たな環境汚染物質への対応

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、特に粒径の小さいものがぜんそくなどの健康影響を及ぼしていることを示す科学的知見が蓄積され、微小粒子状物質PM2.5¹として2009年9月に環境基準が定められました。

本市においても、PM2.5の監視体制を充実させるとともに、大気汚染・水質汚濁にかかる環境基準・環境目標値の達成に向けた一層の取組が求められています。

○ごみ減量への取組の推進

本市は、1999年2月の「ごみ非常事態宣言」を契機とする、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量への取組をさらに推進するため、2008年5月に「第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。「ごみも資源も、減らす、生かす」を基本方針に循環型社会の実現をめざしています。

○COP 10の開催

2010年10月には、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）²」が本市で開催されました。COP10では、遺伝資源へのアクセスと利益配分の国際ルールである「名古屋議定書」や人類と自然の共生を目指す2050年と2020年に向けた長短期の世界共通目標である「愛知目標（愛知ターゲット）」などが採択され、世界の国々が生物多様性の保全とその持続可能な利用に向けて取組を進める土台を整えることができました。

一方、地方自治体については、本市が愛知県とともに開催したCOP10関連会議の「生物多様性国際自治体会議」において、生物多様性を保全するために自治体が積極的に行動を起こすことなどを盛り込んだ「愛知・名古屋宣言」が採択されました。COP10が開催されたホスト市としても、生物多様性の保全に向けて、率先して行動していく役割が求められています。

○地球温暖化の防止

気候変動問題への対応として、2010年12月に「気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）」が開催され、京都議定書に定めのない2013年以降の地球温暖化対策について、新たな国際合意に向けた議論が進められています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴い東京電力及び東北電力管内で実施された計画停電等は、自然エネルギーなどの再生可能エネルギー³利用の重要性とともに、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギーを進めることの大切さを再認識させる大きな教訓となりました。

○名古屋市における2050年を見据えた戦略の策定

本市では、めざすべき2050年の将来像を描き、その実現に向けた道筋を探るバックカスティング手法により、3つの戦略を策定しました。

- ・水の環復活2050なごや戦略（2009年3月策定）
- ・低炭素都市2050なごや戦略（2009年11月策定）
- ・生物多様性2050なごや戦略（2010年3月策定）

これらの戦略は、今後のなごやの環境を考えていくうえでの道しるべとなるべきものです。

コラム

名古屋議定書・愛知目標

◆名古屋議定書

正式には「遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書」といいます。遺伝資源の利用により生じた利益を公正かつ衡平に配分することで、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に貢献することを目的としています。

遺伝資源の提供国と利用国との意見対立が続き、交渉が難航していたことから、会議最終日に日本が議長案を提示し、採択されたものです。

◆愛知目標

達成できなかった「2010年目標」に代わる新しい戦略計画として採択されたのが「愛知目標（愛知ターゲット）」です。

愛知目標は、2050年までの「ビジョン（展望）」と2020年までの「ミッション（使命）」、さらに5つの戦略目標内に示されている全20項目の個別目標で構成されています。個別目標の中では、生物多様性の価値を“国家勘定または報告制度に組みこむ”ことをめざす目標や、少なくとも陸域の17%・海域の10%を保護地域に設定することをめざす目標が目立っています。

- 1 PM2.5：大気中を浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル：1000分の1ミリメートル）以下の微小粒子状物質。土ぼこりや水滴など自然由来のものほか、車や工場から出る排ガスの細かな粒子がこれにあたる。
- 2 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）：熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、人類存続に欠かせない生物資源の消失の危機感などが動機となり、生物とその生息環境を共に保全する包括的な枠組みを設けるため、1992年に国連環境開発会議において生物多様性条約が採択された。2010年10月に第10回締約国会議が名古屋市で開催された。
- 3 再生可能エネルギー：エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

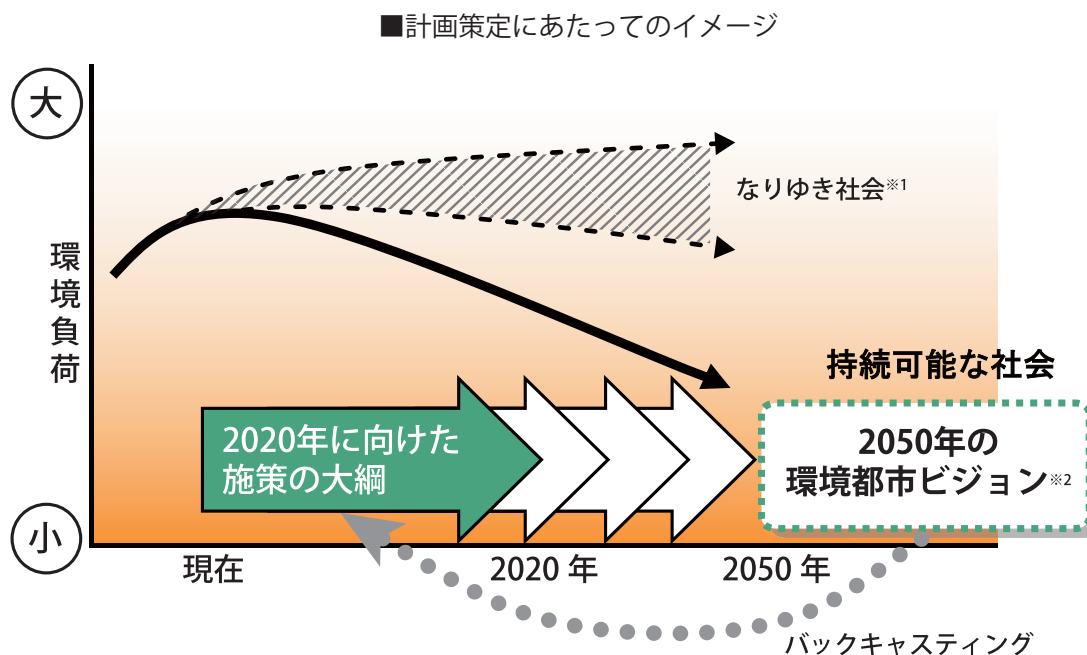
2 計画の期間

長期的な戦略である「水の環復活 2050 なごや戦略」、「低炭素都市 2050 なごや戦略」、「生物多様性 2050 なごや戦略」を踏まえて、2050 年の環境都市ビジョンを描き、2050 年を見据えた今後 10 年間（2020 年度（平成 32 年度）まで）を計画期間とする施策の大綱（施策の方向性と主な施策）を策定します。

なお、本計画は、社会経済情勢や環境に関する技術革新等に大きな変化があった場合には、必要に応じて改定します。

計画の期間

目標年度 2020 年（平成 32 年）



※ 1 現在のままの環境対策で推移した場合の社会のこと。

※ 2 第 3 次名古屋市環境基本計画は 2050 年の環境都市ビジョンもあわせて示しています。

コラム

バックカスティング

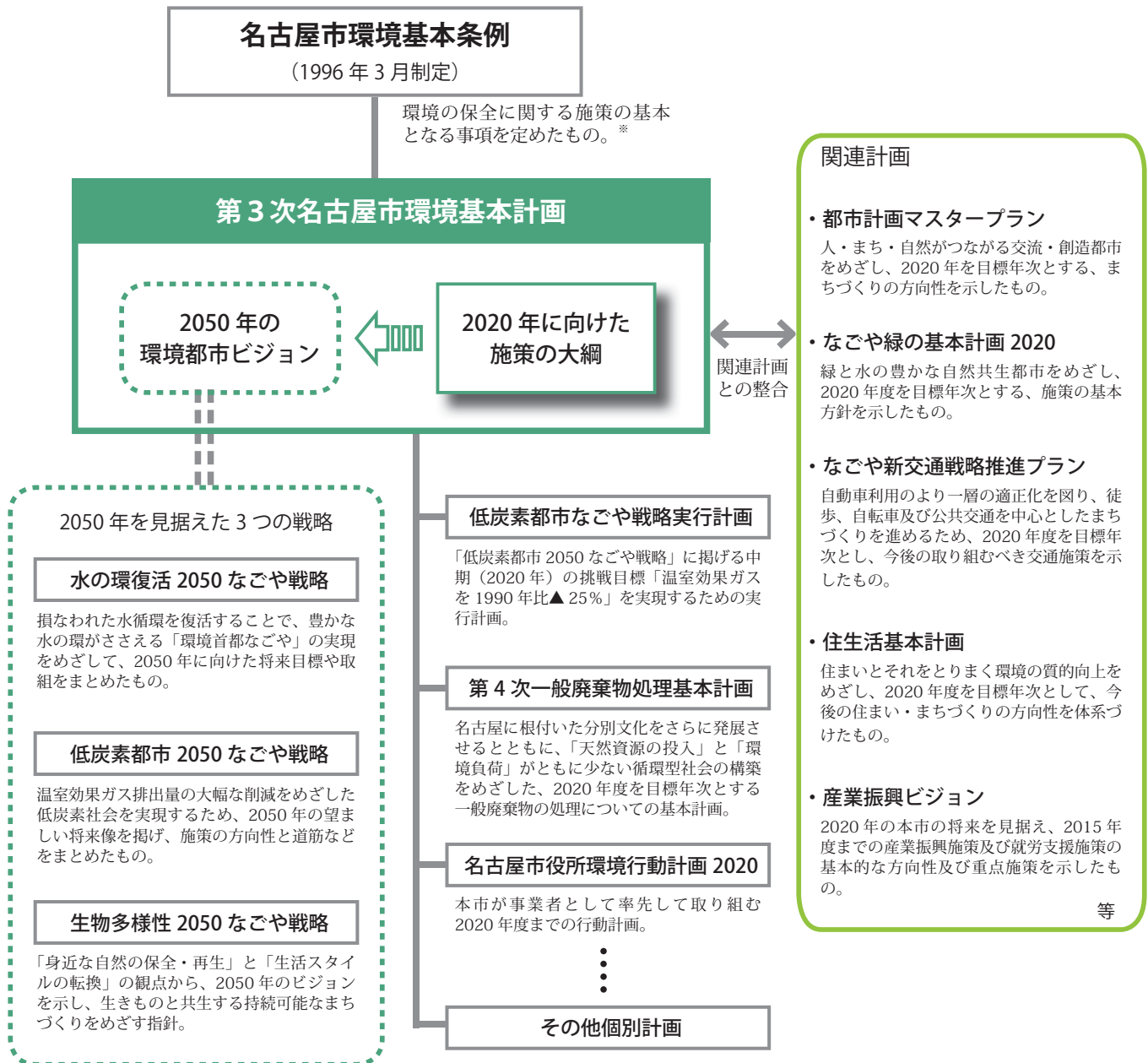
望ましい社会の構築に向け、めざすべき将来像を描き、その実現に向けた取組の方向性や道筋がどうあるかを探る手法を、バックカスティングといいます。

本計画では、望ましい社会の構築に向け、2050 年のめざすべき将来像を描き、将来像を実現するために、今から 10 年後の 2020 年に向けて何に取り組むべきかを策定します。

3 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境基本条例（P6 コラム参照）前文に掲げられた「すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」という理念の実現に向け、本市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画です。

■第3次名古屋市環境基本計画の位置づけ



※名古屋市環境基本条例（抜粋）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(略)

名古屋市環境基本条例

名古屋市環境基本条例は、現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたものです。

(1996 年 3 月制定)

前文（抜粋）

わたくしたちは、良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っている。わたくしたちは、このことを深く認識し、すべての市民の参加と協働により、人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

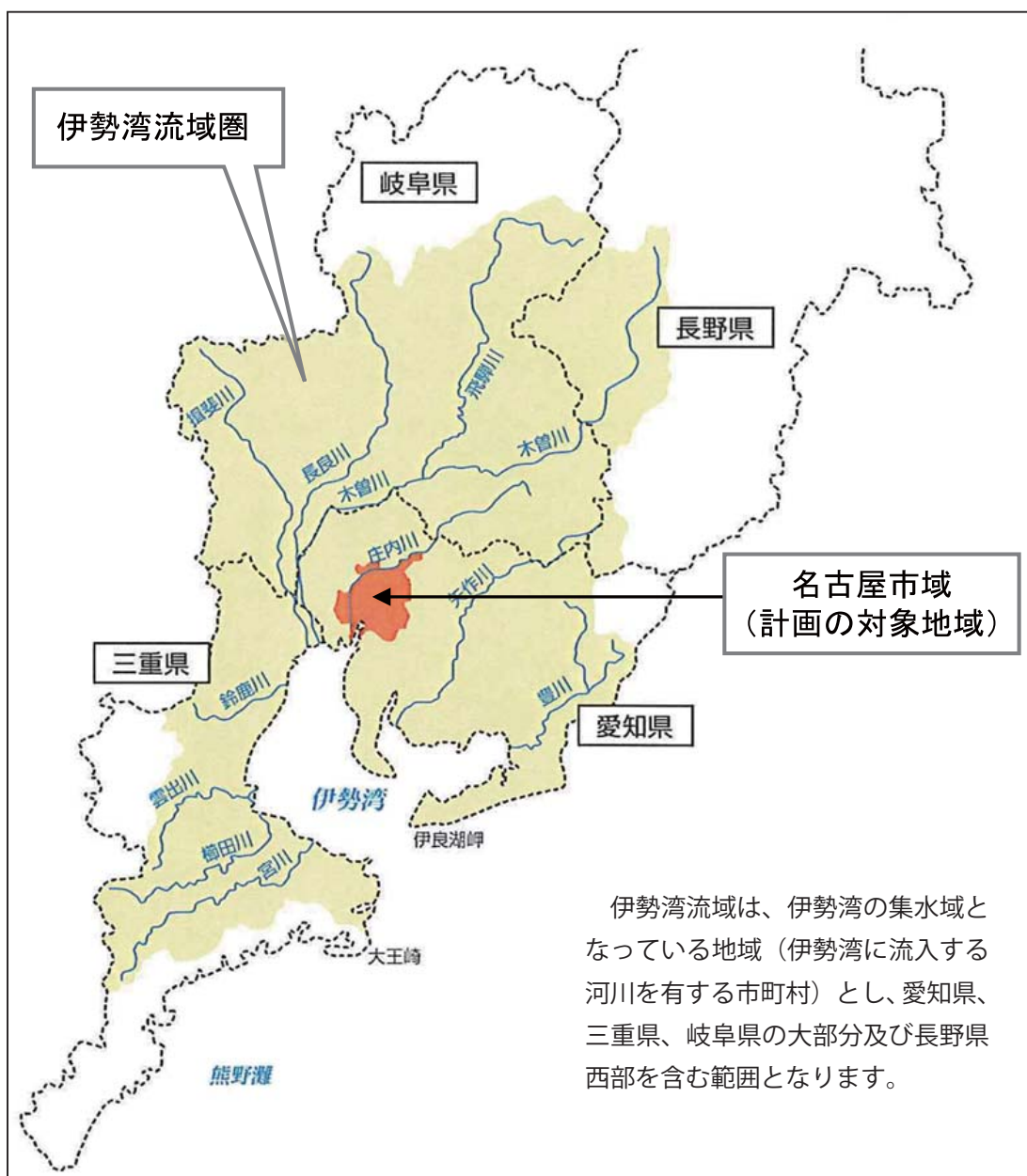
4 計画の対象地域

本計画の対象地域は名古屋市域を基本とします。

また、望ましい環境都市を実現するためには、土・水・緑といった健全な自然の基盤が不可欠であり、水、森の木材、食糧など流域圏の生産物の利用、流域単位での人的交流といった社会経済面での結び付きを深めるなど、河川の流域全体を意識して取組を進めることが大切です。

そのため、伊勢湾流域圏についても、一体的な圏域にとらえ、積極的に連携・交流を進めます。

■対象地域



第2章 第2次環境基本計画の評価と課題

(1) 第2次環境基本計画の評価

第2次環境基本計画の28ある指標項目のうち、14項目で目標を達成しています。また、達成に近づいている指標を含めると75%の進捗がみられ、全体としては概ね順調に改善を図ることができたと考えています。

以下に第2次環境基本計画の指標の目標と実績を示します。

■第2次環境基本計画の評価

個別目標	分類※2	指標項目の目標 (目標年度：2010年度)	計画策定時のデータ	2010年度実績	評価※1
健康で安全な都市	大気環境と水環境の保全	大気汚染に係る環境目標値(二酸化窒素)の達成率を50%以上にする	10.3% (2005年度)	77.8%	☆☆☆
		水質汚濁に係る環境目標値(BOD)の達成率を100%にする	73.3% (2005年度)	72.0%	*
	健康で安全な生活環境の確保	自動車騒音の環境基準達成率(定期監視地点)を向上する	昼間 85% 夜間 70% (2004年度)	昼間 90% 夜間 84%	☆☆☆
		1cm以上の地盤沈下域面積を0km ² にする	3.3km ² (2004年度)	0 km ²	☆☆☆
	環境リスクの低減	PRTR法※3に基づく化学物質の届出排出量の合計を低減する	3,000トン/年間 (2004年度)	1,500トン/年間 (2009年度)	☆☆☆
循環する都市	ごみを出さないライフスタイルの促進	ごみと資源の総排出量を107万トン以下に抑制する	108万トン (2004年度)	97万トン	☆☆☆
	廃棄物対策	ごみ処理量を65万トン以下にする	70万トン (2005年度)	62万トン	☆☆☆
		埋立量を4万トン以下にする	10万トン (2005年度)	5.6万トン	☆☆
		産業廃棄物排出量を244万トン以下にする	337万トン (2002年度)	358万トン (2007年度)	*
		産業廃棄物の減量化・資源化量を214万トン以上にする	309万トン (2002年度)	339万トン (2007年度)	☆☆☆
		産業廃棄物の最終処分量を30万トン以下にする	28万トン (2002年度)	19万トン (2007年度)	☆☆☆
	「なごや交通戦略」の推進	公共交通と自動車の利用割合を「4:6」とする	3:7 (2001年度)	36:64 (2007年度簡易調査)	☆☆
	交通・物流対策	主要道路における自家用自動車通過台数を2001年度と比べて10%削減する	1%増 (2004年度)	6%減 (2009年度)	☆☆
		整備中路線における自動車の平均旅行速度を23km/hにする	20km/h (2004年度)	22.5km/h	☆☆
		市内の低公害・低燃費車普及台数を90万台にする	約25万台 (2004年度)	約67万台	☆☆
		アイドリング・ストップ実施率を向上する	49.7% (2004年度)	85%	☆☆☆

■第2次環境基本計画の評価

個別目標	分類※2	指標項目の目標 (目標年度：2010年度)	計画策定時のデータ	2010年度実績	評価※1
人と自然が共生する快適な都市	緑豊かなまちづくり	市民1人あたりの都市公園等の面積を10m ² に増加する	9.2m ² (2005年4月現在)	9.4m ²	☆
	魅力ある快適なまちづくり	公共・公益施設の屋上・壁面緑化を増加する	累計10,072m ² (2004年度)	累計16,174m ²	☆☆☆
		市民参加によって景観づくりをすすめている地域数を11地域とする	9地域 (2005年度)	10地域	☆
	自然環境保全と災害対策	公共施設の雨水貯留浸透施設における貯留量を増加する	累計336,775m ³ (2004年度)	累計378,375m ³	☆☆☆
地球環境保全に貢献する都市	家庭・オフィス・自動車からの二酸化炭素排出量削減	二酸化炭素排出量を1990年と比べて10%削減する	8.7%増 (2002年)	7.6%減 (2008年)	☆☆
	地球温暖化防止	温室効果ガス排出総量を1990年と比べて10%削減する	4.9%増 (2002年)	11.0%減 (2008年)	☆☆☆
	地球環境問題への取組	JICA※4研修生の受入数を累計80人にする	累計59人 (2005年度)	累計186人	☆☆☆
協働	「環境首都なごや」を支える人づくり・人の輪づくり	環境問題に関する講習会やセミナーに参加する人の割合が20%になる	14.4% (2003年度)	6.0%	*
	協働の促進	環境に関する分かりやすい情報発信について「十分」だと思う人の割合を10%にする	2% (2004年度)	6.9%	☆☆
	環境にやさしいライフスタイル	エコライフに取り組んでいる世帯の割合を約8割にする	約5割 (2003年度)	約6割	☆
	環境にやさしい事業活動	エコ事業所認定数を2,000事業所にする	579事業所 (2005年度)	1,284事業所	☆
		ISO14001認証取得支援事業を利用した中小企業のうち、実際に認証取得した企業の割合を33.3%にする	27.5% (2004年度)	38.4% (2006年度)※5	☆☆☆

※1 評価

☆☆☆ 達成しました (100%以上) ☆☆☆ 改善の傾向にあり目標達成に近づいています (60%以上100%未満) ☆ 改善の傾向にありますが、更なる努力が必要です (20%以上60%未満) * 改善の傾向にありません (20%未満)

評価計算式：(2010年度実績－計画策定時のデータ) ÷ (目標値－計画策定時のデータ)

※2 分類欄の太字は、リーディングプロジェクト（特に重要で、他の施策を推進するうえで先導的な役割を果たす施策）です。

※3 PRTR法：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）の略称。全国の企業にどのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかを報告させ、国がその結果を集計、公表する仕組み。

※4 JICA：独立行政法人国際協力機構のこと。開発途上国の支援や政府開発援助（ODA）などを行う機関。

※5 認証取得支援事業を廃止したため、2006年度の実績を記載しています。

(2) 指標の評価と課題

☆☆☆（達成しました）、☆☆（改善の傾向にあり目標達成に近づいています）と評価した項目については、引き続き改善を図りつつ施策を進めていきます。リーディングプロジェクト及び評価の低かった、☆（改善の傾向にありますが、更なる努力が必要です）＊（改善の傾向にありません）と評価した項目について、次記のとおり評価し、課題を整理します。

ア 「大気環境と水環境の保全」について

大気汚染の指標は目標を達成しています。河川の水質汚濁は目標を達成していません。その理由として、河川への水質汚濁物質の流入や隣接する海域の影響、気象の影響など、様々な要因が考えられます。

本市では、今後も引き続き関係機関と連携して、伊勢湾の水質改善に取り組むとともに、河川の汚濁防止対策を進めるため、下水道の整備などの生活排水対策や、事業者等に対し水質汚濁物質の排出削減の指導を行う必要があります。また、PM2.5 など新たに環境基準が定められた項目の監視体制の充実が必要です。

イ 「ごみを出さないライフスタイルの促進」及び「廃棄物対策」について

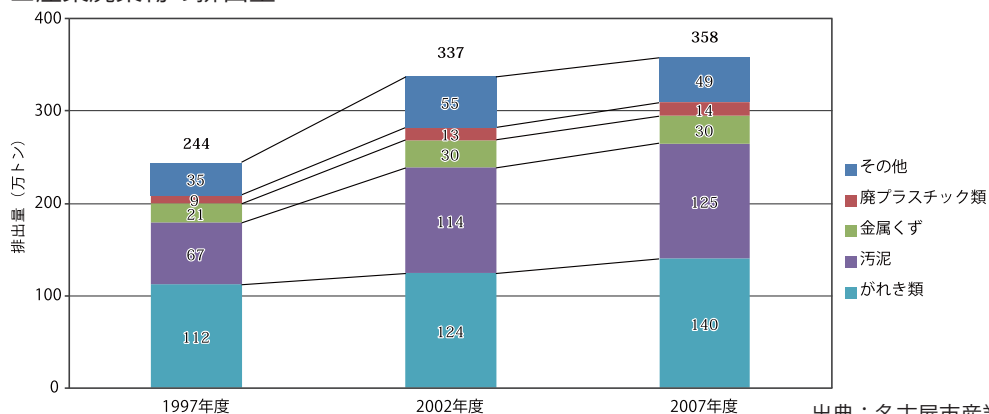
一般廃棄物については、ごみと資源の総排出量などは、目標値を概ね達成し、順調に取り組が行われています。今後とも、第4次一般廃棄物処理基本計画に掲げる「ごみも資源も、減らす、生かす」の基本方針のもと、発生抑制をはじめとする継続的な取組が必要です。

産業廃棄物の排出量は2002年度、2007年度とも1997年度実績を基準とした目標値に対して、大幅に上回っていました。これは、製造業、建設業等からの産業廃棄物の排出量が増加したことが要因と考えられます。一方、産業廃棄物の減量化・資源化量の増加量はそれを上回っていることから、リサイクルの取組は進んでいるといえます。

今後も引き続き、事業者等に対する立入検査等により排出抑制や建設リサイクル法などに基づく減量化・資源化がさらに促進されるよう指導する必要があります。

また、循環型社会の実現に向けて、希少金属やバイオマス¹などの循環活用の施策を検討する必要があります。

■産業廃棄物の排出量



出典：名古屋市産業廃棄物実態調査より作成

1 バイオマス：生物由来の有機性資源のことで、農作物の非食部や林地残材、製材所の残材、食品廃棄物、家畜排せつ物などのこと。

ウ 「『なごや交通戦略』の推進」について

公共交通と自動車の利用割合は2007年度の簡易調査では36：64となり、2001年度と比べて自動車交通から公共交通への転換が進み、一定の成果をあげています。

しかし依然として自動車利用の割合が多い状況にあるため、引き続き各種施策を継続する必要があります。さらに、新たに策定しました「なごや新交通戦略推進プラン」に基づき、環境にやさしい交通手段である自転車についても、走行空間の整備促進を図るなどの取組を進める必要があります。

エ 「緑豊かなまちづくり」について

市民1人当たりの都市公園等の面積は微増で目標値には至っていません。これは、この間、都市公園等が73.3ha増加した一方で、人口も増加したためです。

都市公園の整備や屋上・壁面緑化などが進む一方で、農地や民有樹林など既存の緑被地の減少が続いています。今後は既存の緑地を保全しつつ、緑化地域制度等を活用した緑の創出が、生物多様性の視点からも一層重要となります。

オ 「魅力ある快適なまちなみづくり」について

市民参加によって景観づくりをすすめている地域数の目標は達成していませんが、2005年度の計画策定時、都市景観整備地区をより実効性の高い都市景観形成地区に移行する[※]など、取組を充実しています。今後は、新たな都市景観形成地区の指定に向けた手続きを進める一方、市民参加によって景観づくりをすすめる地区の掘り起こしや支援等の方策を講じる必要があります。

※ 「都市景観整備地区」では、すぐれた都市景観を創造・保全するために建築行為等の事前届出と助言・指導などを実施してきました。

「都市景観形成地区」は、都市景観整備地区より実効性を高めた制度となっています。景観形成基準に適合しない建築行為・工作物新設等の届出に対し勧告や公表を、無届等に対して罰則規定を定めています。特に、屋外広告物については、一部の景観形成基準に適合していないものは許可されなくなりました。

カ 「家庭・オフィス・自動車からの二酸化炭素排出量削減」について

二酸化炭素排出量の削減（1990年比）は、電力会社の電力原単位削減努力に加え、市民・事業者のエネルギー消費量の減少等により概ね順調に進んでいます。

しかし、仮に世界全体で温室効果ガスの排出量を2050年までに半減するには、世界の人々の1人あたり排出量を同じ値にするならば、日本全体で8割削減しなければなりません。このため、自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進が大切です。

キ 「『環境首都なごや』を支える人づくり・人の輪づくり」について

市民、企業、大学、行政の協働により 2005 年度に開講した「なごや環境大学」の講座数、参加者数は伸びており^{*}、環境学習の意欲の広がりが見られます。しかし、市民意識のアンケート調査結果では、「環境問題に関する講習会やセミナーに参加している」と答えた人の割合は目標を達成していません。講習会等への参加から、さらに環境保全行動につながっている可能性もありますので、指標の設定の工夫をする必要があります。

※ なごや環境大学の講座参加者の推移

2006 年度: 110 講座 11,002 人	2009 年度: 152 講座 20,836 人
2007 年度: 133 講座 17,739 人	2010 年度: 173 講座 20,901 人
2008 年度: 138 講座 18,381 人	

ク 「環境にやさしいライフスタイル」について

エコライフに取り組む世帯割合については「環境ラベルのある商品の購入」「照明を省エネタイプに替える」等の取組を行っている市民の割合が十分でなかったことから目標を達成していません。これは、環境にやさしい商品にはどんなものがあるか、環境にやさしい商品の購入がどれくらい環境保全に寄与しているか、消費者である市民に十分伝えきれていないためと思われます。東日本大震災後、日常生活において省エネへの関心が高まっていますので、今後、省エネ効果の「見える化¹」などでさらに意識を高めていく必要があります。

ケ 「環境にやさしい事業活動」について

市が認定した環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所（エコ事業所）の数は増加しているものの、目標を達成していません。これは、エコ事業所について事業者に対する PR 不足等が原因と考えられます。ク「環境にやさしいライフスタイル」と同様に、東日本大震災後、事業者においてもエネルギー消費の少ない事業活動への取組がさらに広がりました。その状況を踏まえると、ステップアップ制の導入などにより、エコ事業所の魅力をさらに高め、事業所への省エネルギー訪問相談の際の啓発活動などにより働きかけを進めていく必要があります。

1 見える化：省エネ効果やエネルギー使用量を数値等で可視化することで、現在の状況を明確にし、改善やさらに高い目標を掲げるきっかけとすること。